

官報号外 昭和二十八年五月二十七日

○第十六回 衆議院会議録 第五号

昭和二十八年五月二十七日(水曜日)

議事日程 第五号

午後一時開院

第一 裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙

第二 裁判官訴追委員会委員及び同予備員の選挙

第三 裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙

第四 裁判官訴追委員会委員及び同予備員の選挙

第五 裁判官訴追委員会委員及び同予備員の選挙

第六 裁判官訴追委員会委員及び同予備員の選挙

第七 裁判官訴追委員会委員及び同予備員の選挙

第八 裁判官訴追委員会委員及び同予備員の選挙

第九 裁判官訴追委員会委員及び同予備員の選挙

第十 裁判官訴追委員会委員及び同予備員の選挙

第十一 裁判官訴追委員会委員及び同予備員の選挙

第十二 裁判官訴追委員会委員及び同予備員の選挙

第十三 裁判官訴追委員会委員及び同予備員の選挙

第十四 裁判官訴追委員会委員及び同予備員の選挙

第十五 裁判官訴追委員会委員及び同予備員の選挙

第十六 裁判官訴追委員会委員及び同予備員の選挙

第十七 裁判官訴追委員会委員及び同予備員の選挙

第十八 裁判官訴追委員会委員及び同予備員の選挙

第十九 裁判官訴追委員会委員及び同予備員の選挙

第二十 裁判官訴追委員会委員及び同予備員の選挙

衆議院会議録第五号

昭和二十八年五月二十七日

内閣提出

期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律

昭和二十八年法律第二十四号

三三三

- 議長(堤康次郎君) 次に検察官選格審査会委員に
審査会委員及び同予備委員の選挙を行
います。
- 今村忠助君 検察官選格審査会委員
及び同予備委員の選挙は、その手続
を省略し、議長において指名せられん
ことを望みます。
- 議長(堤康次郎君) 今村君の動議に
御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長(堤康次郎君) 御異議なしと認
めます。
- 議長は、検察官選格審査会委員に
指名いたします。

- 議長(堤康次郎君) 大橋君、押谷君、富三君、
小山介之助君、猪俣君、浩三君を指名いたしました。
- また、有田二郎君を大橋武夫君の予
備委員に、渡邊良夫君を押谷富三君の
預備委員に、池田清志君を小山介之助
君の予備委員に、細追筆良君を猪俣浩
三君の予備委員に指名いたしました。
- 議長(堤康次郎君) 次に首都建築委
員会の選挙を行います。
- 今村忠助君 首都建設委員会委員の
選挙については、その手続を省略し
ます。
- 議長(堤康次郎君) 今村君の動議に
御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長(堤康次郎君) 御異議なしと認
めます。
- 議長は、首都建築委員会委員に
指名いたします。

- 議長(堤康次郎君) 大橋君、押谷君、富三君、
松原喜之次君、浅沼浩次郎君を指名いたしました。
- 議長(堤康次郎君) 次に国土総合開
発審議会委員の選挙を行います。
- 今村忠助君 國土総合開発審議会委
員の選挙については、その手続を省略
します。
- 議長(堤康次郎君) 今村君の動議に
御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長(堤康次郎君) 御異議なしと認
めます。
- 議長は、国土ニネスコ国内委員会委
員に

- 星島君、二郎君、今村君、忠助君、須磨
彌吉郎君、帆足君、計君を指名いたしました。
- 議長(堤康次郎君) 次に北海道開発
審議会委員に
- 今村忠助君 北海道開発審議会委員
の選挙については、その手続を省略
し、議長において指名せられんことを
望みます。
- 議長(堤康次郎君) 今村君の動議に
御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長(堤康次郎君) 御異議なしと認
めます。
- 議長は、積雪寒冷単作地帯振興
対策審議会委員の選挙については、そ
の手続を省略し、議長において指名せ
られんことを望みます。

- 議長(堤康次郎君) 今村君の動議に
御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長(堤康次郎君) 御異議なしと認
めます。
- 議長は、海岸砂地帯農業振興
対策審議会委員の選挙については、そ
の手続を省略し、議長において指名せ
られんことを望みます。
- 議長(堤康次郎君) 今村君の動議に
御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長(堤康次郎君) 御異議なしと認
めます。
- 議長は、積雪寒冷単作地帯振興対策
審議会委員に

- 議長(堤康次郎君) 今村君の動議に
御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長(堤康次郎君) 御異議なしと認
めます。
- 議長は、海岸砂地帯農業振興対策
審議会委員に

官報(号外)

二十二号)につき日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く同意を求めるの件
日本国憲法第五十四条第二項但書の參議院の緊急集会において議決された国会議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。
国会議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項の表を次のように改める。

投票区の選挙人登録	投票日	市町村	地区	区町村	投票日	市町村	地区	区町村
五百人未満	日曜日	日曜日	日曜日	日曜日	又は休日	日曜日	日曜日	日曜日
五百人未満	内	内	内	内	内	内	内	内
五百人未満	四百四十円	五百元						
一千人未満	合計	一千零五十五円						
二千人未満	五千三百三十六円							
三千人未満	七千五百元	八千五百元	九千五百元	九千五百元	九千五百元	一万一千五百元	一万一千五百元	一万一千五百元
五千人未満	一万一千五百元	一万三千五百元	一万五千五百元	一万五千五百元	一万五千五百元	一万五千五百元	一万五千五百元	一万五千五百元
一万人未満	一万五千五百元	一万八千五百元	二万一千五百元	二万一千五百元	二万一千五百元	二万五千五百元	二万五千五百元	二万五千五百元
一万五千人以上	二万一千五百元	二万五千五百元	三万五千五百元	三万五千五百元	三万五千五百元	三万五千五百元	三万五千五百元	三万五千五百元
二万人以上	三万五千五百元							
三万人以上	三万五千五百元							

投票区の選挙人登録	投票日	市町村	地区	区町村	投票日	市町村	地区	区町村
五百人未満	日曜日	日曜日	日曜日	日曜日	又は休日	日曜日	日曜日	日曜日
五百人未満	内	内	内	内	内	内	内	内
五百人未満	四百四十円	五百元						
一千人未満	合計	一千零五十五円						
二千人未満	五千三百三十六円							
三千人未満	七千五百元	八千五百元	九千五百元	九千五百元	九千五百元	一万一千五百元	一万一千五百元	一万一千五百元
五千人未満	一万一千五百元	一万三千五百元	一万五千五百元	一万五千五百元	一万五千五百元	一万五千五百元	一万五千五百元	一万五千五百元
一万人未満	一万五千五百元	一万八千五百元	二万一千五百元	二万一千五百元	二万一千五百元	二万五千五百元	二万五千五百元	二万五千五百元
一万五千人以上	二万一千五百元	二万五千五百元	三万五千五百元	三万五千五百元	三万五千五百元	三万五千五百元	三万五千五百元	三万五千五百元
二万人以上	三万五千五百元							
三万人以上	三万五千五百元							

第四条第三項の表を次のように改める。

第四条第三項中「五千三百三十六円を、千人三百三十六円」に、「千三百三十六円」を「千六百円」に、
「千一百二十円」を「一千三百四十一円」に改める。

第五条第二項の表を次のように改める。

昭和二十八年五月二十七日

衆議院会議録第五号 昭和二十八年度一般会計補正予算につき日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く同意を求める件外六件

第五条第二項の表を次のように改める。

区市町村	開票の選挙人數	市	
		町	村
一千人未満	二、九一〇円	二五三〇円	一、四八四円
一千人未満	三、四九二	三、〇三六	一、六九六
三千人未満	五、二三八	四、五五四	二、五四四
五千人未満	六、四〇二	五、五六六	三、一八〇
一万人未満	八、一四八	七、〇八四	四、〇二八
一万五千人未満	一一、七六七	九、三六一	五、三〇〇
二万五千人未満	一二、六四〇	一〇、一二〇	五、七二四
三万人未満	一三、三八六	一一、六三八	六、五七一
三万人以上	一五、七一四	一三、六六二	七、六三二

第五条第三項の表を次のように改める。

区市町村	開票日(平日・土曜日を含むものとする)	市	
		町	村
一千人未満	二九〇円	二五〇円	一、三〇〇円
一千人未満	二九〇円	二五〇円	一、三〇〇円
二千人未満	三四〇円	三一〇円	一、一八〇円
三千人未満	四七〇円	四五〇円	一、九〇〇円
五千人未満	七一〇円	六九〇円	二、七〇〇円
一万五千人未満	九、七六八	八、五一〇	四、八二五
二万五千人未満	一〇、五六〇	九、二〇〇	五、三一〇
三万人以上	一二、二四四	一一、四二〇	六、九四八

第五条第四項の表を次のように改める。

区市町村	開票日(日曜日又は休日を含むものとする)	市	
		町	村
一千人未満	二、六四〇円	二、三〇〇円	一、三五〇円
一千人未満	三、一六八	二、七六〇	一、五四五
二千人未満	四、七五二	四、一四〇	二、三一六
三千人未満	五、八〇八	五、〇六〇	二、八九五
五千人未満	七、三九二	六、四四〇	三、六六七
一万五千人未満	九、七六八	八、五一〇	四、八二五
二万五千人未満	一〇、五六〇	九、二〇〇	五、三一〇
三万人以上	一二、二四四	一一、四二〇	六、九四八

第六条第二項中「十二万五千六百四十八円を十二万七千七百三十二円に改め、同条第三項中「五十四万八千六百二十六円を五十五万三千九百四十七円に改める。」

第六条第三項の表を次のように改める。

選挙人の数	五万人未満	十五万人以上	五万人以上	十五万人以上
金額	三三三、七六四円	四五二、九三二円	六一五、六八二円	八〇〇、九二二円
選挙人の数	三万人未満	五万人以上	十万人以上	十五万人以上
金額	二三五、四四四円	三五、六五五円	五五、五五五円	八〇〇、九二二円

選挙人の数	一千人未満	二千人以上	三千人以上	五千人以上
金額	六三三円	八三三円	一二三円	二二三円
選挙人の数	未満	二千人以上	三千人以上	五千人以上
金額	二三五、四四四円	三五、六五五円	五五、五五五円	八〇〇、九二二円
選挙人の数	未満	二千人以上	三千人以上	五千人以上
金額	二三五、四四四円	三五、六五五円	五五、五五五円	八〇〇、九二二円

選挙人の数	三万人未満	五万人以上	十万人以上	十五万人以上
金額	二三五、四四四円	三五、六五五円	五五、五五五円	八〇〇、九二二円
選挙人の数	未満	二千人以上	三千人以上	五千人以上
金額	二三五、四四四円	三五、六五五円	五五、五五五円	八〇〇、九二二円
選挙人の数	未満	二千人以上	三千人以上	五千人以上
金額	二三五、四四四円	三五、六五五円	五五、五五五円	八〇〇、九二二円

第十三条第二項第一号から第六号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	五十万人以上	百五十万人以上	三百五十万人以上	五百五十万人以上
金額	三三三、七六四円	四五二、九三二円	六一五、六八二円	八〇〇、九二二円
選挙人の数	未満	百五十万人未満	三百五十万人未満	五百五十万人未満
金額	二三五、四四四円	三五、六五五円	五五、五五五円	八〇〇、九二二円
選挙人の数	未満	百五十万人未満	三百五十万人未満	五百五十万人未満
金額	二三五、四四四円	三五、六五五円	五五、五五五円	八〇〇、九二二円

選挙人の数	一千人未満	二千人以上	三千人以上	五千人以上
金額	一三八〇円	二二三〇円	四六〇〇円	六九〇〇円
選挙人の数	未満	二千人以上	三千人以上	五千人以上
金額	一三八〇円	二二三〇円	四六〇〇円	六九〇〇円
選挙人の数	未満	二千人以上	三千人以上	五千人以上
金額	一三八〇円	二二三〇円	四六〇〇円	六九〇〇円

二 都道府県

選挙人の数	三十万人以上	一百五十万人以上	三百五十万人以上	五百五十万人以上
金額	三三三、七六四円	四五二、九三二円	六一五、六八二円	八〇〇、九二二円
選挙人の数	三十万人未満	一百五十万人未満	三百五十万人未満	五百五十万人未満
金額	二三五、四四四円	三五、六五五円	五五、五五五円	八〇〇、九二二円
選挙人の数	三十万人未満	一百五十万人未満	三百五十万人未満	五百五十万人未満
金額	二三五、四四四円	三五、六五五円	五五、五五五円	八〇〇、九二二円

三 大都市

選挙人の数	三十万人以上	一百五十万人以上	三百五十万人以上	五百五十万人以上
金額	一〇二、七八五円	二六五、四三〇円	一四八、七九二円	十五万人以上
選挙人の数	三十万人未満	一百五十万人未満	三百五十万人未満	五百五十万人未満
金額	一〇二、七八五円	二六五、四三〇円	一四八、七九二円	十五万人以上
選挙人の数	三十万人未満	一百五十万人未満	三百五十万人未満	五百五十万人未満
金額	一〇二、七八五円	二六五、四三〇円	一四八、七九二円	十五万人以上

四 市

選挙人の数	三十万人以上	一百五十万人以上	三百五十万人以上	五百五十万人以上
金額	一〇二、七八五円	二六五、四三〇円	一四八、七九二円	十五万人以上
選挙人の数	三十万人未満	一百五十万人未満	三百五十万人未満	五百五十万人未満
金額	一〇二、七八五円	二六五、四三〇円	一四八、七九二円	十五万人以上
選挙人の数	三十万人未満	一百五十万人未満	三百五十万人未満	五百五十万人未満
金額	一〇二、七八五円	二六五、四三〇円	一四八、七九二円	十五万人以上

五 市

選挙人の数	三十万人以上	一百五十万人以上	三百五十万人以上	五百五十万人以上
金額	一〇二、七八五円	二六五、四三〇円	一四八、七九二円	十五万人以上
選挙人の数	三十万人未満	一百五十万人未満	三百五十万人未満	五百五十万人未満
金額	一〇二、七八五円	二六五、四三〇円	一四八、七九二円	十五万人以上
選挙人の数	三十万人未満	一百五十万人未満	三百五十万人未満	五百五十万人未満
金額	一〇二、七八五円	二六五、四三〇円	一四八、七九二円	十五万人以上

六 町村

選挙人の数	三十万人以上	一百五十万人以上	三百五十万人以上	五百五十万人以上
金額	一〇二、七八五円	二六五、四三〇円	一四八、七九二円	十五万人以上
選挙人の数	三十万人未満	一百五十万人未満	三百五十万人未満	五百五十万人未満
金額	一〇二、七八五円	二六五、四三〇円	一四八、七九二円	十五万人以上
選挙人の数	三十万人未満	一百五十万人未満	三百五十万人未満	五百五十万人未満
金額	一〇二、七八五円	二六五、四三〇円	一四八、七九二円	十五万人以上

附則

第十七条第二項中「二十八万一千三百四十三円」を「二十八万四千八百八十九円」に改め、同条第三項中「二七、一九五、三三、一六〇」に、「一六、五七六」を「一九、八四五」に、「二三、七〇六」を「二八、〇二七」に、「一四、四四八」を「一七、二九四」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

分に、「限り、」を「及び昭和二十八年度分(法人にあつては昭和二十八年一月一日から事業年度から昭和二十九年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度分に限り、」に改め、同条第二項中「昭和二十七年三月三十一日」を「昭和二十八年二月三十一日」に、「昭和二十七年度分」を「昭和二十八年度分」に改める。

八一年一月一日から事業廃止の日まで」を加える。

第七百四十九条第一項中「昭和二十七年一月一日から事業廃止の日まで」の下に、「昭和二十八年度につては昭和二十七年中又は昭和二十八年一月一日から事業廃止の日まで」を加える。

第七百五十条中「及び昭和二十七年度分を、昭和二十八年度分及び昭和二十九年度分に改める。

第七百七十七条第一項中「昭和二十六年中における義務の所得」を「昭和二十六年中、昭和二十七年中ににおける義務の所得」に改め、同条

二十六年中における義務の所得」を「昭和二十六年中、昭和二十七年中に改める。

第六条から第九条まで中「同年三月三十日」と同年五月三十一日」に改める。

第七条「昭和二十八年六月一日までの間」に改める。

第七百五十九条第一項中「昭和二十六年中における義務の所得」を「昭和二十六年中、昭和二十七年中ににおける義務の所得」に改め、同条

二十六年中における義務の所得」を「昭和二十六年中、昭和二十七年中に改める。

年法律第百二十五号)の一部を次のように改定する。

附則第一項但書中「一年以内」を

「昭和二十八年六月一日までの間」

に改める。

第七条「昭和二十八年六月一日までの間」に改定する。

第七百四十九条第一項中「昭和二十八年六月一日までの間」に改定する。

第七百五十九条第一項中「昭和二十八年六月一日までの間」に改定する。

いて、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上ります。

当委員会は、だいしま議題となりました各件を審査するため、去る五月十九日設置せられ、二十日その審議を開始したのであります。これらの方々は、本年三月の参議院の緊急集会においてとられた措置について本院の同

意を求めたものであります。本委員会といたしましては、鏡意その審査に

努力し、本日その審査を終了いたしました。

おいてとられた措置について本院の同

意を求めたものであります。この暫定予算は昭和二

十一年度のうち四月分及び五月分にか

かるものであります。その内容につ

いて簡単に御説明いたしますと、まず

一般会計は、歳入一千四百四十五億円

余、歳出一千四百十七億円余であります。

差引二百七十二億円余り歳出超過とな

っておりますが、この不足額は国庫余

裕金及び大蔵省証券の発行により支弁

いたすことになります。

歳入におきましては、四月及び五月

ににおける収入額を見積り、粗額及び印

紙収入一千三四十四億円余、官業益金そ

の他百十一億円余、計一千百四十五億

円余が計上されております。

歳出におきましては、おもなもの

歳出においておきましては、おもなもの

駐留米軍に対する交付金のうち、行政費に基く取定めによりまして、年間要額の四分の一が計上され、施設提供等の諸費は二箇月分が計上されております。保安庁の経費は維持費のみが計上されておるのであります。第二に、地方財政に關しましては、義務教育費

庫負担金の二箇月分の所要額八十九億円が計上され、なお地方財政平衡交付金の二箇月分の所要額百八十七億円が計上されております。第三に、公共事業、食糧増産対策事業その他の建設事業につきましては、公共事業費二百四十五億円が計上されましては、公共事業費二百四十五億円、食糧増産費九十九億七千萬円、住宅対策費十四億九千万円が計上されております。第四に、出資投資としては、農林漁業金融公庫に対する出資として二十億円が計上されておりま

す。その他新規に計上した経費は、今回

の衆参両院議員の選舉に必要な経費二

十八億八千万円、中央地区引揚げに要する経費五億九千余万円であります。

また政府関係機関の暫定予算是、歳入一千三百二十二億円余、歳出四千百四十億円余が計上されております。

次に、特別会計の暫定予算是、歳入一千五百九十九億円余、歳出九百四十億円余が計上されております。

以上が昭和二十八年度暫定予算の概要であります。

第六条「外国人登録法(昭和二十七年

分及び昭和二十八年度分)に改め

る。

三三三

次に、暫定予算に関する三件の質疑応答のおもなものを申し上げます。

まず、今後の予算編成方針いかんとの質疑に対しまして、昭和二十八年度總予算は六月半ばまでに提出するため全効力を尽しているが、七月分の暫定予算も提出することに相なるであろうとの答弁がありました。なお、政府の予算編成方針は、八月から本予算を編成するという方針とすれば、会計年度の三分の一は政府の政策が加味されない予算となるわけである。従つて、当然八月から実施される本予算は、この前の予算とは相当かわって来ると想う、ことに公債発行及びその消化についてかかる考査を持つているのかという質疑に対し、政府より、公債の完全な消化については疑問があるので検討中であり、発行そのものについても十分検討したいと思うとの答弁がありました。

官報号外

次に、暫定予算の性格について、立派な予算が成立しないことである。しかし、今後の予算編成方針いかんとの質疑に対しまして、昭和二十八年度總予算は六月半ばまでに提出するため全効力を尽しているが、七月分の暫定予算も提出することに相なるであろうとの答弁がありました。なお、政府の予算編成方針は、八月から本予算を編成するといふ方針とすれば、会計年度の三分の一は政府の政策が加味されない予算となるわけである。従つて、当然八月から実施される本予算は、この前の予算とは相当かわって来ると想う、ことに公債発行及びその消化についてかかる考査を持つているのかという質疑に対し、政府より、公債の完全な消化については疑問があるので検討中であり、発行そのものについても十分検討したいと思うとの答弁がありました。

次に、暫定予算に関する措置と内閣の責任問題について質疑応答が行われました。すなわち、第四次吉田内閣と第五次吉田内閣とは人格的には別個のものである。前内閣が提出した暫定予算の編成及び実施の責任を現内閣が負うことが法律上できるかどうかとの質疑に対しましては、緊急集会を求めて暫定措置をとったのは第四次吉田内閣の責任であり、かりにその責任に対する批判があるとしても、それは総選挙で清算されており、今日においては総選挙ではない。しかし、第五次吉田内閣は、前内閣のつくった暫定措置の条件について、自己の責任をもつて判断し、国民のために必要であると考えて、その成立を願つてあるとの答弁がありました。

次に、暫定予算の性格について質疑応答が行なれ、参議院の緊急集会において認決された暫定予算は、緊急集会の性格から、国政の運用の最小限度といふわち國政運用の最小限度の経費であるということは当然には出て来ない、従つて緊急集会の認決を経た暫定予算と新たに提出される暫定予算とはその性格を異なるものと考えるが、政府の所見いかんとの質疑に対し、政府

より、暫定予算の性格については、立法の趣旨からして、本予算が成立しないときの応急措置であるということは明確である。従つて、この応急措置と似たものとして國政運用の最小限度の経費であるという性格が生れて来るのであつて、この意味において二つの暫定予算の間に違いがないとの答弁がありました。

次に、暫定予算に関する措置と内閣の責任問題について質疑応答が行われました。すなわち、吉田賢二君、及び小会派の黒田君が反対の旨を述べられ、採決の結果、暫定予算に関する三件はいずれも同意すべきものと決した。次第であります。

べきが憲法上の義務であると考えるが、所見いかんとの質疑に対しまして、政府より、緊急集会の要件として

解消当時予測されない立法上、財政上、政治上、緊急集会の要件としての基準に關する法律の一部を改正する法律は、昨年末公務員の給与基準が改訂されたのに伴いまして、選舉事務に携わる都道府県及び市区町村吏員に支給

される超過勤務手当を増額することとされ、今回の衆議院議員の総選挙及び参議院議員の選舉の適正かつ円滑なる執務を確保せんとしたものであります。

次に、國立学校設置法の一部を改正する法律は、本年四月一日以後大学院に大学院を設置し、また昨年度以前に設置されました学部、学科、短期大学及び付属学校等の学年進行に伴う職員定員の増加及び大学院の開設による職員の定員増に伴いまして、國立大学の

特別国会の開会までの間にその期限等の到来するものが生ずることとなつたのであります。これら課税定率法外十五件の法律につきまして、その定期限等の定めのある法律中、今回

の会議録に譲ることといたします。

かくして、質疑を終了し、討論に入りましたが、自由党を代表して植木慶子君、改進党を代表して喜多壯一郎君、及び自由党を代表して山口好一君

が賛成の旨を述べられ、日本社会党を代表して吉田直雄君、日本社会党を代表して吉田賢二君、及び小会派の黒田君が反対の旨を述べられ、採決の結果、暫定予算に関する三件はいずれも同意すべきものと決した。次第であります。

次に、法律に関する各件について簡便に申し述べます。

まず、國會議員の選舉等の執行經費の基準に關する法律の一部を改正する法律は、昨年末公務員の給与基準が改訂されたのに伴いまして、選舉事務に携わる都道府県及び市区町村吏員に支給される超過勤務手当を増額することとされ、今回の衆議院議員の総選挙及び参議院議員の選舉の適正かつ円滑なる執務を確保せんとしたものであります。

最後に、期限等の定めのある法律につきまして、その定期限等を変更するための法律は、過日の衆議院解散に伴いまして施行せんとしたものであります。

以上の法律に関する各件の概要であります。その質疑応答について述べます。

討論に入りましたが、自由党 改進

員は反対の態度を表明し、採決の結果、法律に関する四件は同意すべきとのと決したのであります。

(拍手) 以上をもつて御報告といたします。

であります。特に予算については、衆議院に先議権がありますから、衆議院の議決が必要であり、たゞそれが一定予算でありますとしても、予算である以上、參議院の議決のみで行使するには憲法第八十三条違反であります。しかし、緊急の場合には、憲法第五十四、二項の規定によりまして、參議院の

神を無視し、天皇の國事に関する行為を濫用し、解散権を不当に濫用したものでありますて、民主政治運営上に重大なる汚点を残しました暴挙であると言わざるを得ないのです。」(拍手)かくのことと無謀なる解散の結果といいたしまして、二十八年度予算が成立となり、ひいて暫定予算を參議院の

通商航海条約等につき調印をなしたるがことは、憲法違反もはなはだしきものであると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

二ヶ月分の維持費といなしまして五十
八億円を計上いたしておるのであります
するが、われくは、かかる厖大なや
みの再軍備費を含む、しかも憲法の諸
条項に違反して組み立てられている本
暫定予算に対しましては、これまた断
じて同意をすることができないので、
さいます。(拍手)・

○古屋貞雄君　私は、日本社会党を代表いたしまして、昭和二十一年度一般会計暫定予算並びに外六件につき同意する件に対しまして、暫定予算に付する件には同意ができない旨を表明いたし、法律案件四件につきましては同意をいたすものであります。

反対の第一の理由は、本暫定予算から予算でありますするから、憲法第八十三条の精神に基きまして、国会の議決によってこれをを行わなければならないとのことであります。従いまして、本暫定予算は、參議院の緊急集会に提出し議決したところ自身が憲法第八十三条の精神に違反しております。従いまして、本暫定予算を存続させなむち、一国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない」と定めておりまして、ことは議論の余地がないであります。なま、国会などは、申すまでもなく衆參両院をさして、従いまして「原則」といふとして、予算は衆參両院の議決を必要とするもの

急集会のみによつて一応暫定予算を行ふこととするが、それはあくまでも衆議院の議決が不可能の場合は限られるのであります。ところが吉田第四次内閣が衆議院において不信任になつた際のこときは、暫定予算について十分衆議院の議決を求むることは可能であつたのであります。すなわち、憲法第六十九条においては、總辭職が解散かの自由選挙の期間が十日間認められておりますので、この十日間において、暫定予算その他の問題が延長の法律案についても両院の議決を得られる余地があつたのであります。（拍手）しかるに、第四次吉田内閣は、かかる手続を経ず、いよいよして、即時解散を行つたために、参謀議院で暫定予算を議決せなければならなくなつたのであります。しかも、このいわゆる即日解散は、憲法十九条に基き吉田内閣は總辭職すべきであつたにもかかねらず、何ら自己の政治的責任について反省するところなく、まつたく独善的に憲法第七条にとつて解散の擧に出たことは、憲法の精神

緊急集会にかけざるを得ないと、いう事態を引きしたものでありまして、このよな二十八年度予算を成立せしめなかつた責任は、もつばら第四次吉田内閣にあつたと断するのであります。われわれは、このよな吉田内閣の責任に属する重大な失態に対し、責任を負うわけには参りません。従いまして、かような失態に基き、加うるに憲法第八十三条の精神にもとどける本予算そのものに対しましては、断じて同意をいたすことはできないのであります。(拍手)

られており、すなわち、吉田内閣の政策である。やみの再軍備の経費が多分に計上されておるということとあります。(指手)たとえば、百五十億円の防衛支出金や、保安庁経費五十八億円のこときは、その個著な例ございます。しかも、かかる多額の経費中、防衛支出金の支出の基礎となつてゐる日本行政協定のこときは、国会の承認を得てないにもかかわらず、当然のことであるからのことく計上し、しかも緊急にしてかつ国政運営上最小限度の経費なりと称するに至りては、それが体がきわめて政治的、政策的意図によるものであると断ぜざるを得ないのであります。特に百五十億円の防衛支出金の中の施設提供諸費といいたして十億円を計上いたしておりますけれども、かくのこときは、新たに提供すべき施設費等が含まれておるのであります。そして、緊急にして必要な費用とは申されぬのであります。さらに保安庁経費については、二十七年度から二十八年度に繰越金が七十六億円もあるのにもかかわらず、なおかつ本質予算には

次に法律案件についてでありまするが、昭和二十八年三月三十日に朝鮮が到来し効力を失う法律をさらに延長する旨の法律でありまするが、この法律の支出が増大するというように、國の財政に少からざる影響を来すものでありまするから、前に述べました理由で、憲法第八十三条により処理すべきものであると存じます。よつて、衆議院の議決に基いてなされなければなりませんのであります。しかるに、右条件の中には、緊急必要でないものがあるばかりでなく、政府の怠慢により延期せられなければならなかつた法律等も含まれております。その跡始末が衆議院の緊急集会に持ち込まれ、今まで本院に提出せられたのであります、本院に提出せられたのであります。

政府に對し報告をなし、反省を求むるものであります。しかし、本件には当然同意すべきものも含まれておりますので、不本意ながらここに同意に賛成するものであります。

以上をもつて私の討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(堀康次郎君) 吉田賢一君。

[吉田賢一君登壇]

○吉田賢一君 昭和二十八年度一般会計、同特別会計、同政府関係機関各暫定予算並びに外四件につきまして、私は、日本社会党を代表して、右暫定予

算については不同意、残余の議案については同意の意を表明します。

以下、暫定予算について不同意の理由を開陳いたします。

第一に、憲法違反であります。すな

わら、政府が、この暫定予算を、憲法第五十四条第二項によつて參議院緊急集会を召集し、これに付議したこと

は、政府の国会召集権の濫用であります。憲法は厳格に解釈し、慎重に運用

して、重大な憲法違反の行為であります。憲法第九十九条に明記することは、憲法が第

官

五十四条规定によつて參議院の緊急集会を召集し得る条件として要求するため緊急の必要とする場合に、この緊急の必要を求めるためには、この緊急の必要といふ条件は厳に守らねばならぬ制限規定であります。財政法第三十一条によると、政府は、その必要を認めたときは、暫定予算を編成して國会に付議し得ることと規定しております。

しかるに、この暫定予算には、憲法が第

五十四条第三項によつて參議院の緊急集

会を召集し得る条件として要求するため緊急の必要ある事項に該当しない政策的経費、たとえば防衛関係の諸

経費——、この防衛関係諸経費につきましても、從米國会において非難と反対を受けた吉田内閣の軍事的、政策的予

算であることは明白であります。(拍手)

手)また、まつたく緊急性のない通常の経費、たとえば一般予算費並びに各省

省庁の大部分の交際費のことき性質のものも、多項目にわたつて多額に織り込まれております。

憲法第五十四条の二項の緊急性の要件は同条の眼目であります。これは、旧憲法第八条の緊急勅令、同第七十条の緊急財政処分の規定の緊急性とその精

神を同じることは、緒方國務大臣の委員会における答弁、その他学者も異論のないところであります。よつて、

憲法第五十四条による參議院の緊急集会を召集し、これに付議したこと

は、政府の国会召集権の濫用であります。憲法第六十九条によつて、總辭職を選ぶとともに、また參議院の解散を選ぶと

右憲法第五十四条による參議院の緊急集会を求めるためには、この緊急の必要といふ条件は厳に守らねばならぬ制限規定であります。財政法第三十一条によると、政府は、その必要を認めたときは、暫定予算を編成して國会に付議し得ることと規定しております。

以上によつて、本暫定予算の同意には反対するものであります。

その他法律四件につきましては、緊急やむを得ざるものと認めて同意す

る次第であります。

これをもつて討論を終ります。(拍手)

時、政府は解散の挙に出る決意を持つ

たが、この場合、予算についての善後措置としてなすべき道は二つあります。

一つは、本予算をして參議院を通じて、参議院の緊急集

がその特色であります。憲法の緊急集

会の規定には、旧憲法以来一贯して、

がその特色であります。憲法の緊急集

会の規定には、旧憲法以来貫して、

が

間に、あらゆる適切なる措置を怠り、

過させるため最善の努力をだすこと

他は、暫定予算を編成して參議院に付

せべきであります。しかしに、そ

のいずれの措置も講ずることなくし

て、不信任案が可決せられるや即日無

議なる解散の舉挙をあえしてたのであ

ります。ここにおいて、同時に參議院

は閉会となり、參議院はその存在を失

い、国会の機能は停止せられました。

かかる場合には、旧憲法第七十条には、

大なる惡例を残すものであります。

さてには憲法第七条によつて無謀なる

解散を行い、さらに第五十四条によつて、その要件欠缺の暫定予算につき緊急集会を求めましたもので、まさに吉

田内閣独裁の端緒を開くものと言ふも

過言ではありません。(拍手)憲法擁護、

國會の極度高揚を当然の責務とする衆

院の極度高揚を當然の責務とする衆

院の極度高揚を當然の責務とする衆

院の極度高揚を當然の責務とする衆

院の極度高揚を當然の責務とする衆

院

政府は、憲法第六十九条の十日間の期

間に、あらゆる適切なる措置を怠り、

過させるため最善の努力をだすこと

他は、暫定予算を編成して參議院に付

せべきであります。しかしに、そ

のいずれの措置も講ずることなくし

て、不信任案が可決せられるや即日無

議なる解散の舉挙をあえしてたのであ

ります。ここにおいて、同時に參議院

は閉会となり、參議院はその存在を失

い、国会の機能は停止せられました。

かかる場合には、旧憲法第七十条には、

大なる惡例を残すものであります。

さてには憲法第七条によつて無謀なる

解散を行い、さらに第五十四条によつて、その要件欠缺の暫定予算につき緊

急集会を求めましたもので、まさに吉

田内閣独裁の端緒を開くものと言ふも

過言ではありません。(拍手)憲法擁護、

國會の極度高揚を當然の責務とする衆

院の極度高揚を當然の責務とする衆

院の極度高揚を當然の責務とする衆

院

二法案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を簡単に御報告申上げます。

これらの法案は、いずれもさきの参議院の緊急集会の議決と同一の趣旨によるものであります。すなわち恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律案は、恩給法の特例に関する件の有効期限を保

安厅職員給与法の一部を改正する法律案は、同法第二十八条に規定される退職手当に関する適用の期間を、それぞれ七月末日まで二箇月間延長しようとします。また厚生省設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案は、中共地域から

の引揚げ開始に伴い、その業務の完全を期するため、引揚撫護院を明年三月末まで現機構のまま存置することとして、関係法律に所要の改正を行おうとするものであります。

これらの法案は、去る二千五百日、本員会に付託され、翌二十六日政府の聴聞を聞き、質疑を行い、厚生省設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案は同日、他の二法案は本日、いずれも討論省略の上、全会一致

をもつてそれら原案の通り可決いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 三案を一括して採決いたします。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて三案は委員長報告の通り可決いたしました。

大蔵省関係法律のうち期限等の定のあるものにつき当該期限等を変更するための法律案、昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、

大蔵省関係法律のうち期限等の定のあるものにつき当該期限等を変更するための法律案(内閣提出)

年法律第三百三十号の一部を次のように改正する。	年法律第十五号、第二十六条第一項	年法律第三百三十号の一部を次のように改正する。	年法律第三百三十号の一部を次のように改正する。
第六条から第九条まで中「同年五月三十一日」を「同年七月三十一日」に改める。	第三金管理法(昭和二十五年法律第百二十九号)第二十条第一項	第三金管理法(昭和二十五年法律第百二十九号)第二十一条	第三金管理法(昭和二十五年法律第百二十九号)第二十一条
別表第二及び別表第三中「五月」を「七月」に改める。	四 四税率法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百十号附則第五項及び第六項)	四 四税率法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百十号附則第五項及び第六項)	四 四税率法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百十号附則第五項及び第六項)
この法律は、公布の日から施行する。	五 第百二十九号附則第一項	五 第百二十九号附則第一項	五 第百二十九号附則第一項
五月三十一日を「同年七月三十一日」に改める。	第六条から第九条まで中「同年五月三十一日」を「同年七月三十一日」に改める。	第六条から第九条まで中「同年五月三十一日」を「同年七月三十一日」に改める。	第六条から第九条まで中「同年五月三十一日」を「同年七月三十一日」に改める。

三 金管理法(昭和二十五年法律第百二十九号)第一項	三 金管理法(昭和二十五年法律第百二十九号)第一項	三 金管理法(昭和二十五年法律第百二十九号)第一項	三 金管理法(昭和二十五年法律第百二十九号)第一項
第五条第一項第一号及び第二項第一号	第五条第一項第一号及び第二項第一号	第五条第一項第一号及び第二項第一号	第五条第一項第一号及び第二項第一号
第五条第一項第一号及び第二項第一号	第五条第一項第一号及び第二項第一号	第五条第一項第一号及び第二項第一号	第五条第一項第一号及び第二項第一号
第五条第一項第一号及び第二項第一号	第五条第一項第一号及び第二項第一号	第五条第一項第一号及び第二項第一号	第五条第一項第一号及び第二項第一号
第五条第一項第一号及び第二項第一号	第五条第一項第一号及び第二項第一号	第五条第一項第一号及び第二項第一号	第五条第一項第一号及び第二項第一号

各号に該当する場合においても、同条第一項に規定する七月予定申告書を提出することを要しない。

一 法第九条の規定により計算した昭和二十八年分の課所得金額（法第九条第二項第五号に規定する給与所得（以下「給与所得」という。）については、同号中「三万円」とあるのを「四万五千円」と読み替えて同条の規定により計算するものとする。以下次条第四項において同じ。）が、昭和二十八年七月一日において、六万円と次条第二項に規定する扶養控除額との合計額以下であると見積られる場合、昭和二十八年中に二以上の給与の支払者から給与所得の支払を受ける者の同年における給与所得の収入金額が、同年七月一日において、二十万円と法第十一条の五の規定により控除を受ける金額、次条第二項に規定する扶養控除額及び同条第三項に規定する社会保険料控除額との合計額以下で、且つ、その他

の所得の金額が三万円に満たないと見積られる場合

（七月予定申告書に記載すべき総所得金額及び課税總所得金額の計算等の特例）

（法第九条第二項第五号に規定する給与所得（以下「給与所得」という。）については、同号中「三万円」とあるのを「四万五千円」と読み替えて同条の規定により計算するものとする。以下

第二条 昭和二十八年分の所得税に係る法第二十一条第一項に規定する七月予定申告書（以下「七月予定申告書」といふ。）に記載すべき同年申告書（以下「七月予定申告書」といふ。）に記載すべき同年の総所得金額の見積額の計算につては、給与所得の金額の見積額は、法第九条第一項第五号の規定にかかるわらず、同年中の給与所得の收入金額に相当する金額（その金額が四万五千円をこえるときは、四万五千円）を控除した金額とする。

四 扶養親族が一人をこえる場合 七万五千円
五 扶養親族が二人である場合 五万五千円
三 扶養親族が三人である場合 三万五千円

一 扶養親族が一人である場合 三万五千円
二 扶養親族が一人である場合 五万五千円
三 扶養親族が三人である場合 三万五千円

4 前項において扶養親族とは、納稅義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で、昭和二十八年分の総所得金額及び法第九条の規定により計算した退職所得の金額の合計額の同年七月一日における見積額が三万五千円以下であるものをいう。この場合において、納稅義務者が二人以上あるときは、政令で定めるところにより、納稅義務者のいすれか一人の扶養親族であるものとする。

5 昭和二十八年分の課税總所得金額の見積額の計算について第三項

6 法第二十五条及び第三十三条第

二 昭和二十八年中に二以上の給与の支払者から給与所得の支払を受ける者の同年における給与所得の収入金額が、同年七月一日において、二十万円と法第十一条の五の規定により控除を受ける金額（この金額を「扶養控除額」という。）を除するものとし、法第十二条の規定により控除を受ける金額は、この規定にかかるわらず、扶養親族の数に応じ、左に掲げる金額（この金額を「基礎控除額」といふ。）とする。

7 七月予定申告書に記載すべき昭和二十八年分の課税總所得金額の見積額の計算については、法第十九条第二項の規定に該当する個人が自己又はその扶養親族の負担すべき社会保険料（昭和二十八年分所徴税の臨時特例等に関する法律（昭和二十七年法律第三百三十号）第一条に規定する社会保険料をいう。）を同年中に支払う場合は同年中の支給に係る給与から控除される場合においては、七月予定申告書に記載する社会保険料控除額の控除をしようとする者は、七月予定申告書に同項の規定による社会保険料控除額の控除に関する事項を記載しなければならない。

8 法第二十五条及び第三十三条第

9 第三条 七月予定申告書に記載すべ

き法第二十一条第一項第三号に規定する所得税額の見積額は、同号

10 定する所得税額の見積額は、同号

11 金額

12 の規定にかかるわらず、七月予定申告書に記載される課税總所得金額に応じ別表に定める金額から法第十五条の二から第十五の七までの規定による控除をして得た

13 金額

二 前号に規定する給与所得以外の給与所得については、昭和二十八年中の支給に係る給与所得につき昭和二十八年分所得税の臨時税率等に関する法律第六条の規定の適用があるものとした場合において、当該給与所得につき法第三十八条第一項の規定により徴収されるべき所得税額(差動所得がある場合における七月予定申告書の記載事項の特例)第四条 法第十四条第一項に規定する変動所得の金額の合計額の昭和二十八年七月一日における見積額が、七月予定申告書に記載される、書に記載すべき所得税額の見積額は、同項の規定により計算するこ

とができる。
2 七月予定申告書に記載すべき所得税額を法第十四条第二項又は第十四条の二第二項の規定により計算する場合においては、七月予定申告書の記載事項について、左の各号の定めるところによる。

十一 法第十四条第一項第二号に規定する調整所得金額又は特別所得金額

の見積額は、七月予定申告書に記載される総所得金額又は課税臨時税率等に関する法律第六条の規定の適用があるものとした場合において、当該給与所得につき法第十四条第一項第一号又は第十四条の二第一項第一号の規定の適用については、法第十一条の規定により控除を受けた金額は第二条第二項に規定する基礎控除額とし、法第十二条の規定により控除を受ける金額は第二条第二項に規定する扶養控除額とし、同条第三項に規定する社会保険料控除額があるときは、同条第二項に規定する基礎控除額に加え当該社会保険料控除額を控除するものとする。

二条の規定により控除を受けた金額は第二条第二項に規定する基礎控除額又は第二次の見積額の第一号の規定により計算された金額に対する割合を同一の規定により計算した税額の見積額に乘じて計算した金額とする。

(七月予定申告書の提出について)
政府の承認を受けようとする場合は、同条の規定による予定納税額は、同項の規定にかかるらず、第二条から第四条までの規定により七月予定申告書に記載されたところに基き、当該申告書に記載すべき法第二十一条第一項第七号に規定する金額として計算した金額とする。

(昭和二十七年分の所得税につき法第五条 昭和二十八年分の所得税についての法第二十二条の二の規定の適用については、同年分の総所得金額の見積額又は昭和二十七年分の超所得金額を計算する場合の特例)

二 法第二十二条第一項第四号又は第五号に規定する法第十四条第一項第一号又は第十四条の二第一項第一号に掲げる税額の見積額は、法第十四条第一項及び第十四条の二第二項の規定にかかるべきかを知るために同年分の總所得金額を計算する場合を除く。

第七条 昭和二十八年中に災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)第一条に規定する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)第一条规定にかかるべきかを知るために同年分の總所得金額を計算する場合を除く。

二条及び第三条の規定の適用については、これらの条に規定する合計所得金額の見積額に応じて別表に定める金額とする。

三 法第二十二条第一項第四号又は第五号の規定にかかる

は第五号に規定する法第十四条第一項第二号又は第十四条の二の二第十項後段に規定する所得税額の見積額の第一号に掲げる税額の見積額は、前号に規定する税額の見積額に乘じて計算した調整所得金額又は第二次

の規定は、法第二十二条の二の二第十項後段に規定する所得税額の見積額を計算する場合について適用する。

第八条 昭和二十八年一月一日以後相続若しくは遺贈に因り財産を取得した者が相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十七条第一項の規定により昭和二十八年八月三十日以前に概算申告書を提出しなければならないとき、又は

同年一月一日以後相続、遺贈若しくは贈与に因り財産を取得した者が死亡した場合においてその相続人若しくは包括受遺者が同法第十九条第一項の規定により同年八月三十日以前に最終確定申告書を提出しなければならないとき

は、これらの申告書の提出期限は、これらの規定にかかるらず、同日(最終確定申告書を提出すべき者が同日前に相続税法の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日)とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。同年中の給与所得の収入金額の見積額からその十分の一・五に相当する金額(その金額が四万五千円をこえるときは、四万五千円)を控除した金額とする。

十九条第一項第五号の規定にかかるべきかを知るために同年分の總所得金額を計算する場合を除く。

二条及び第三条の規定の適用については、これらの条に規定する合計所得金額の見積額に応じて別表に定める金額とする。

三 法第二十二条第一項第四号又は第五号の規定にかかる

は、これらの規定にかかるべきかを知るために同年分の總所得金額を計算する場合を除く。

二条及び第三条の規定の適用については、これらの条に規定する合計所得金額の見積額に応じて別表に定める金額とする。

三 法第二十二条第一項第四号又は第五号の規定にかかる

昭和二十八年五月二十七日 案議院会議録第五号

大蔵省関係法律のうち期限等の定のあるものにつき当該期限等を変更するための法律案外二種

別表 昭和28年分所得税の7月予定申告のための簡易税額表(第三条及び第四条第二項の規定による所得税額表)

(一)

課税総所得金額、 調整所得金額又 は第二次調整所 得金額 (1)	税額 (2) に対する割合	課税総所得金額、 調整所得金額又 は第二次調整所 得金額 (1)		税額 (2) に対する割合	課税総所得金額、 調整所得金額又 は第二次調整所 得金額 (1)		税額 (2) に対する割合		
		以上	未満		以上	未満			
500円未満	0%	50,000	51,000	9,000	110,000	112,000	23,000		
500	1,000	75	15	51,000	52,000	9,200	112,000	114,000	23,500
1,000	1,500	150	15	52,000	53,000	9,400	114,000	116,000	24,000
1,500	2,000	225	15	53,000	54,000	9,600	116,000	118,000	24,500
2,000	2,500	300	15	54,000	55,000	9,800	118,000	120,000	25,000
2,500	3,000	375	15	55,000	56,000	10,000	120,000	122,000	25,500
3,000	3,500	450	15	56,000	57,000	10,200	122,000	124,000	26,100
3,500	4,000	525	15	57,000	58,000	10,400	124,000	126,000	26,700
4,000	4,500	600	15	58,000	59,000	10,600	126,000	128,000	27,300
4,500	5,000	675	15	59,000	60,000	10,800	128,000	130,000	27,900
5,000	6,000	750	15	60,000	61,000	11,000	130,000	132,000	28,500
6,000	7,000	900	15	61,000	62,000	11,200	132,000	134,000	29,100
7,000	8,000	1,050	15	62,000	63,000	11,400	134,000	136,000	29,700
8,000	9,000	1,200	15	63,000	64,000	11,600	136,000	138,000	30,300
9,000	10,000	1,350	15	64,000	65,000	11,800	138,000	140,000	30,900
10,000	11,000	1,500	15	65,000	66,000	12,000	140,000	142,000	31,500
11,000	12,000	1,650	15	66,000	67,000	12,200	142,000	144,000	32,100
12,000	13,000	1,800	15	67,000	68,000	12,400	144,000	146,000	32,700
13,000	14,000	1,950	15	68,000	69,000	12,600	146,000	148,000	33,300
14,000	15,000	2,100	15	69,000	70,000	12,800	148,000	150,000	33,900
15,000	16,000	2,250	15	70,000	71,000	13,000	150,000	152,000	34,500
16,000	17,000	2,400	15	71,000	72,000	13,250	152,000	154,000	35,100
17,000	18,000	2,550	15	72,000	73,000	13,500	154,000	156,000	35,700
18,000	19,000	2,700	15	73,000	74,000	13,750	156,000	158,000	36,300
19,000	20,000	2,850	15	74,000	75,000	14,000	158,000	160,000	36,900
20,000	21,000	3,000	15	75,000	76,000	14,250	160,000	162,000	37,500
21,000	22,000	3,200	15	76,000	77,000	14,500	162,000	164,000	38,100
22,000	23,000	3,400	15	77,000	78,000	14,750	164,000	166,000	38,700
23,000	24,000	3,600	15	78,000	79,000	15,000	166,000	168,000	39,300
24,000	25,000	3,800	15	79,000	80,000	15,250	168,000	170,000	39,900
25,000	26,000	4,000	16	80,000	81,000	15,500	170,000	172,000	40,500
26,000	27,000	4,200	16	81,000	82,000	15,750	172,000	174,000	41,100
27,000	28,000	4,400	16	82,000	83,000	16,000	174,000	176,000	41,700
28,000	29,000	4,600	16	83,000	84,000	16,250	176,000	178,000	42,300
29,000	30,000	4,800	16	84,000	85,000	16,500	178,000	180,000	42,900
30,000	31,000	5,000	16	85,000	86,000	16,750	180,000	182,000	43,500
31,000	32,000	5,200	16	86,000	87,000	17,000	182,000	184,000	44,100
32,000	33,000	5,400	16	87,000	88,000	17,250	184,000	186,000	44,700
33,000	34,000	5,600	16	88,000	89,000	17,500	186,000	188,000	45,300
34,000	35,000	5,800	17	89,000	90,000	17,750	188,000	190,000	45,900
35,000	36,000	6,000	17	90,000	91,000	18,000	190,000	192,000	46,500
36,000	37,000	6,200	17	91,000	92,000	18,250	192,000	194,000	47,100
37,000	38,000	6,400	17	92,000	93,000	18,500	194,000	196,000	47,700
38,000	39,000	6,600	17	93,000	94,000	18,750	196,000	198,000	48,300
39,000	40,000	6,800	17	94,000	95,000	19,000	198,000	200,000	48,900
40,000	41,000	7,000	17	95,000	96,000	19,250	200,000	203,000	49,500
41,000	42,000	7,200	17	96,000	97,000	19,500	203,000	206,000	50,550
42,000	43,000	7,400	17	97,000	98,000	19,750	206,000	209,000	51,600
43,000	44,000	7,600	17	98,000	99,000	20,000	209,000	212,000	52,650
44,000	45,000	7,800	17	99,000	100,000	20,250	212,000	215,000	53,700
45,000	46,000	8,000	17	100,000	102,000	20,500	215,000	218,000	54,750
46,000	47,000	8,200	17	102,000	104,000	21,000	218,000	221,000	55,800
47,000	48,000	8,400	17	104,000	106,000	21,500	221,000	224,000	56,850
48,000	49,000	8,600	17	106,000	108,000	22,000	224,000	227,000	57,900
49,000	50,000	8,800	17	108,000	110,000	22,500	227,000	230,000	58,950

昭和二十八年五月二十七日 衆議院会議録第五号 大蔵省関係法律のうち期限等の定のあるものにつき当該期限等を変更するための法律案外二件

(二)

課税総所得金額、 調整所得金額又 は第二次調整所 得金額 (1)	税額 (2)	(1)の(4) に対する割合	課税総所得金額、 調整所得金額又 は第二次調整所 得金額 (1)	税額 (2)	(1)の(4) に対する割合	課税超所得金額、 調整所得金額又 は第二次調整所 得金額 (1)	税額 (2)	(1)の(4) に対する割合
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
230,000	233,000	60,000	26	360,000	364,000	108,500	30	530,000
233,000	236,000	61,050	26	364,000	368,000	110,100	30	535,000
236,000	239,000	62,100	26	368,000	372,000	111,700	30	540,000
239,000	242,000	63,150	26	372,000	376,000	113,300	30	545,000
242,000	245,000	64,200	26	376,000	380,000	114,900	30	550,000
245,000	248,000	65,250	26	380,000	384,000	116,500	30	555,000
248,000	251,000	66,300	26	384,000	388,000	118,100	30	560,000
251,000	254,000	67,350	26	388,000	392,000	119,700	30	565,000
254,000	257,000	68,400	26	392,000	396,000	121,300	30	570,000
257,000	260,000	69,450	27	396,000	400,000	122,900	31	575,000
260,000	263,000	70,500	27	400,000	404,000	124,500	31	580,000
263,000	266,000	71,550	27	404,000	408,000	126,100	31	585,000
266,000	269,000	72,600	27	408,000	412,000	127,700	31	590,000
269,000	272,000	73,650	27	412,000	416,000	129,300	31	595,000
272,000	275,000	74,700	27	416,000	420,000	130,900	31	600,000
275,000	278,000	75,750	27	420,000	424,000	132,500	31	605,000
278,000	281,000	76,800	27	424,000	428,000	134,100	31	610,000
281,000	284,000	77,850	27	428,000	432,000	135,700	31	615,000
284,000	287,000	78,900	27	432,000	436,000	137,300	31	620,000
287,000	290,000	79,950	27	436,000	440,000	138,900	31	625,000
290,000	293,000	81,000	27	440,000	444,000	140,500	31	630,000
293,000	296,000	82,050	28	444,000	448,000	142,100	32	635,000
296,000	299,000	83,100	28	448,000	452,000	143,700	32	640,000
299,000	302,000	84,150	28	452,000	456,000	145,300	32	645,000
302,000	305,000	85,300	28	456,000	460,000	146,900	32	650,000
305,000	308,000	86,500	28	460,000	464,000	148,500	32	650,000
308,000	311,000	87,700	28	464,000	468,000	150,100	32	655,000
311,000	314,000	88,900	28	468,000	472,000	151,700	32	660,000
314,000	317,000	90,100	28	472,000	476,000	153,300	32	665,000
317,000	320,000	91,300	28	476,000	480,000	154,900	32	670,000
320,000	324,000	92,500	28	480,000	485,000	156,500	32	675,000
324,000	328,000	94,100	29	485,000	490,000	158,500	32	680,000
328,000	332,000	95,700	29	490,000	495,000	160,500	32	685,000
332,000	336,000	97,300	29	495,000	500,000	162,500	32	690,000
336,000	340,000	98,900	29	500,000	505,000	164,500	32	695,000
340,000	344,000	100,500	29	505,000	510,000	166,750	33	700,000
344,000	348,000	102,100	29	510,000	515,000	169,000	33	705,000
348,000	352,000	103,700	29	515,000	520,000	171,250	33	710,000
352,000	356,000	105,300	29	520,000	525,000	173,500	33	715,000
356,000	360,000	106,900	30	525,000	530,000	175,750	33	720,000

(備考) 「課税総所得金額」とは、法第二十一条第一項第一号の規定により昭和28年分の所得税に係る七月予定申告書に課税総所得金額として記載すべき金額として、第二条の規定により計算した金額をいい、「調整所得金額又は第二次調整所得金額」とは、変動所得がある場合において、法第二十一条第一項第二号の規定により昭和28年分の所得税に係る七月予定申告書に調整所得金額又は第二次調整所得金額として記載すべき金額として、第四条第二項の規定により計算した金額をいう。

昭和二年九月分所得税の七月予定中

皆の特例等に據する法律案を内閣提出

に関する報告書

〔最終号の附録に別載〕

物品税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

物品税法(昭和十五年法律第四十

第一柔第二項第一種及び第二種を

次のように改める。

第一柔第二項第一種及び第二種を
次のように改める。

第一種

一 貴石若ハ半貴石又ハ此等ヲ

用ヒタル製品

二 真珠又ハ之ヲ用ヒタル製品

三 貴金属製品又ハ金若ハ白金

ヲ用ヒタル製品但シ第三種第

四 分ニ掲タルモノヲ除ク

四 質甲製品、珊瑚製品、琥珀

製品及象牙製品

五 七宝製品

六 書画及骨董

第三種

甲類

一 ゴルフ用具、同部品及

附器品

二 威葉用ノモーターボー

ト、スカール及ヨット

三 機械用具	十七 暖房用又ハ冷房用ノ電
四 貴金属製ノ時計及同部分	氣器具、瓦斯器具又ハ液体
品並ニ金又ハ白金ヲ用ヒタル時計及同部分品但シ第四	燃料器具但シ第四十四号ニ掲タルモノヲ除ク
十八 号ニ掲タルモノヲ除	十九 煙草用具
二十 電気冷蔵器、瓦斯冷蔵	二十、植物及櫻花類
二十一 室内裝飾用品及釣	二十二 明基用具、將棋用具
器及同部分品	及チエス用具
二十二 呕飲料但シ第三種	二十三 貴金属ヲ鍍シ又ハ張
第三号ニ掲タルモノ及酒稅	タル製品ニシテ別号ニ掲
タバコ	及チエス用具
二十四 照明器具及ネオン管	二十五 鉤用具類
ニ	二十六 茶道用具、香道用具
二十五 鉤用具類	及華道用具
二十六 普通乗用自動車但シ	二十七 鉄瓶並ニ漆器、隔磁
第四十六号及第六十号ニ掲	器及硝子製器具ニシテ別号
タルモノヲ除ク	ニ掲ケザルモノ
二十七 蒸煮器用ノレコード	三十七 鐵瓶並ニ漆器、隔磁
及針	器及硝子製器具ニシテ別号
二十八 氷冷藏器	五十一 犬毛皮、猫毛皮、兔毛
類	皮、羊毛皮、ムササビ毛皮
二十九 電気器具、瓦斯器具	及牛毛皮ノ製品
及液體燃料器具ニシテ別号	五十二 運動用具
四十三 紗及化粧廻並ニ装	五十三 魔法瓶及同ケース
五十六 金庫	五四、電球類

三十 大理石及之ニ類次ル製	三十一 烟草入、パイプ、噴
品	器用石材
三十二 呕飲料但シ第三種	三十二 烟草入、パイプ、噴
第三号ニ掲タルモノ及酒稅	器及同部分品
タバコ	三十三 皮革製品ニシテ別号
二十四 照明器具及ネオン管	ニ掲タルモノ
ニ	三十四 照明器具及ネオン管
二十五 鉤用具類	ニ
二十六 普通乗用自動車但シ	三十五 鞠及トランク類
第四十六号及第六十号ニ掲	三十六 飾物、玩具、遊戲
タルモノヲ除ク	用具
二十七 蒸煮器用ノレコード	三十七 鐵瓶並ニ漆器、隔磁
及針	器及硝子製器具ニシテ別号
二十八 氷冷藏器	ニ掲ケザルモノ
類	三十八 文房具
二十九 電気器具、瓦斯器具	三十九 身邊用細類及化粧
及液體燃料器具ニシテ別号	用具
四十三 紗及化粧廻並ニ装	四十 視覚用ノ文具及印刷物
五十六 金庫	五十五 化粧クリーム、化粧

昭和二十九年五月二十七日 衆議院会議録第五号

大蔵省関係法律のうち期限等の定のあるものにつき当該期限等を変更するための法律案外一件

四三

佈用及調度用織縫製品ニシテ別号ニ掲ガザルモノ

四十四 瓦斯ストーブ

四十五 ラジオ及取扱機但シ第

五十八号ニ掲タルモノヲ除

五十九 分ニ掲タルモノヲ除

六十分ニ掲タルモノヲ除

五十七 大理石又ハ之ニ類ス

ル装飾用石材ヲ原料トスル
擬石、陶磁器製タイル及ス

テンド硝子
五十八 オールウエーヴラジ
オ壁取機以外ノラジオ壁取

機ニシテ受信用真空管五個
以下ノモノ及ラジオ壁取機
ノ部分品

五十九 受信用真空管、マイ
クロファン、无声用増幅器
自転車

六十 乗用三輪自動車及自動
車

六十一 果実エッセンス類
六十二 飲物類

六十三 紙及セロファン

六十四 口中剤

一 燐寸

二 サツカリン、グルチン及此

三 清涼飲料
工甘味料

第四種 第二項を次のように改め。

第一項第二項を次のように改め。
同一物品ニシテ第一種及第二種
同様

(号外) 報官

ノ規定ニ基ク命令ヲ以て定ムルモ
ノニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ
其ノ価格ノ百分ノ三分ノ税率ニ依

下に「第一種ノ物品ニ在リテハ小売
業者ノ販売価格第二種ノ物品ニ在リ
テハ」を加え「書画及骨董(書画及

骨董ニシテ第一項ノ規定ニ基
ク命令ヲ以テ定ムルモノヲ訓フ以下
同ジ」ニ付テハ小売業者ノ販売価格
トシ」を削る。

第三条ノ第二項中「第一種又ハ
第二種」を「第一種、第二種又は第三
種」に改める。

第四条中「物品税ハ」の下に「第一
種ノ物品ニ付テハ販売セラレタル物
品ノ価格ニ応ジ小売業者ヨリ第二種
又ハ第三種ノ物品ニ付テハ」を加
え、「第一種」を「第三種」に改め、

第五条「第三種」に付テハ販売セラ
レタルトキ又ハ

「第六条第一項中「書画及骨董ノ規
定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付
テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価

格ノ百分ノ十ノ税率ニ依ル
同条第三項中「第一種」を「第三種」
に改め、同条第四項中「第一種又ハ第
二種」を「第一種」に

二種ノ物品ニ在リテハ販賣セラレタルトキ又ハ

「第八条第一項中「書画及骨董ノ規
定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付
テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価

格ノ百分ノ十ノ税率ニ依ル
同条第三項中「第一種」を「第三種」
に改め、同条第四項中「第一種又ハ第
二種」を「第一種」に

二種ノ物品ニ在リテハ販賣セラレタルトキ又ハ

「第六条第一項中「書画及骨董ノ規
定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付
テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価

格ノ百分ノ十ノ税率ニ依ル
同条第三項中「第一種」を「第三種」
に改め、同条第四項中「第一種又ハ第
二種」を「第一種」に

「第七条第一項各号列記以外の部分
ノ二号中「第一種及第二種」を「第二種
及第三種」に、「第二種第三十七号」
を「第二種第三十二号又ハ第四十七
号」に改め、同項第三号中「公光」の

下に「若ハ鏡光セラレタルトキ又ハ
破産手続ニ於テ換価」を加え、同項
第四号中「第一種又ハ第二種」を「第一
種又ハ第三種」に改め、同条第二
項中「第一種第三十七号」を「第二種
第三十二号又ハ第四十七号」に改め

「第五条第一項中「書画及骨董ノ規
定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付
テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価

格ノ百分ノ十ノ税率ニ依ル
同条第三項中「第一種」を「第三種」
に改め、同条第四項中「第一種又ハ第
二種」を「第一種」に

「第六条第一項中「書画及骨董ノ規
定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付
テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価

格ノ百分ノ十ノ税率ニ依ル
同条第三項中「第一種」を「第三種」
に改め、同条第四項中「第一種又ハ第
二種」を「第一種」に

「第七条第一項各号列記以外の部分
ノ二号中「第一種及第二種」を「第二種
及第三種」に、「第二種第三十七号」
を「第二種第三十二号又ハ第四十七
号」に改め、同項第三号中「公光」の

下に「若ハ鏡光セラレタルトキ又ハ
破産手続ニ於テ換価」を加え、同項
第四号中「第一種又ハ第二種」を「第一
種又ハ第三種」に改め、同条第二
項中「第一種第三十七号」を「第二種
第三十二号又ハ第四十七号」に改め

「第五条第一項中「書画及骨董ノ規
定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付
テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価

格ノ百分ノ十ノ税率ニ依ル
同条第三項中「第一種」を「第三種」
に改め、同条第四項中「第一種又ハ第
二種」を「第一種」に

「第六条第一項中「書画及骨董ノ規
定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付
テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価

格ノ百分ノ十ノ税率ニ依ル
同条第三項中「第一種」を「第三種」
に改め、同条第四項中「第一種又ハ第
二種」を「第一種」に

「第五条第一項中「書画及骨董ノ規
定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付
テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価

格ノ百分ノ十ノ税率ニ依ル
同条第三項中「第一種」を「第三種」
に改め、同条第四項中「第一種又ハ第
二種」を「第一種」に

「第六条第一項中「書画及骨董ノ規
定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付
テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価

格ノ百分ノ十ノ税率ニ依ル
同条第三項中「第一種」を「第三種」
に改め、同条第四項中「第一種又ハ第
二種」を「第一種」に

「第五条第一項中「書画及骨董ノ規
定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付
テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価

格ノ百分ノ十ノ税率ニ依ル
同条第三項中「第一種」を「第三種」
に改め、同条第四項中「第一種又ハ第
二種」を「第一種」に

「第六条第一項中「書画及骨董ノ規
定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付
テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価

格ノ百分ノ十ノ税率ニ依ル
同条第三項中「第一種」を「第三種」
に改め、同条第四項中「第一種又ハ第
二種」を「第一種」に

「第五条第一項中「書画及骨董ノ規
定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付
テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価

格ノ百分ノ十ノ税率ニ依ル
同条第三項中「第一種」を「第三種」
に改め、同条第四項中「第一種又ハ第
二種」を「第一種」に

案、右両案を一括して議題といたしま
す。委員長の報告を求めます。法務委
員長小林錦君。

少年院法の一部を改正する法律案
少年院法の一部を改正する法律
少年院法(昭和二十三年法律第百
六十九号)の一部を次のように改正
する。

第二十一条第一項及び第二項中
「昭和二十八年五月三十一日」を「昭
和二十八年七月三十一日」に改め
る。

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。
この法律は、公布の日から施行す
る。
この法律は、公布の日から施行す
る。

少年院法の一部を改正する法律案
〔最終号の附録に掲載〕

〔小林錦君登壇〕
○小林錦君　たゞいま議題となりま
した少年院法の一部を改正する法律案並
びに外国人登録法の一部を改正する法
律案につきまして、提案の要旨及び委
員会の審議の経過並びに結果を御報告
申し上げます。

少年院法の一部を改正する法律案
〔内閣提出〕に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

この法律は、公布の日から施行す
る。

現行の少年院法の規定によります
と、代用少年鑑別所、代用特別少年院
法案

外国人登録法の一部を改正する
法律案
外国人登録法(昭和二十七年法律
第百二十九号)の一部を次のように
改正する。

昭和二十八年五月二十七日　衆議院会議録第五号　国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

附則第一項但書中「昭和二十八年
六月一日までの間」を二年以内に
改める。

この法律は、公布の日から施行す
る。

外国人登録法の一部を改正する法律
案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔小林錦君登壇〕
○小林錦君　たゞいま議題となりま
した少年院法の一部を改正する法律案並
びに少年院法の一部改正案をあらため
て今国会に提出いたしましたにあたり、
これが審議に要する期間を考えます
と、五月三十一日までにその施行を期
待することはとうてい不可能であります
ので、これらの特例的措置が認めら
れる期間をさらに二箇月延長し、七月
三十一日までに改めようとするもので
あります。

次に、外国人登録法の一部を改正す
る法律案について申し上げます。

現行の少年院法の規定によります
と、代用少年鑑別所、代用特別少年院
法案

外国人登録法の一部を改正する
法律案
外国人登録法(昭和二十七年法律
第百二十九号)の一部を次のように
改正する。

昭和二十八年五月二十七日　衆議院会議録第五号　国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

附則第一項但書中「昭和二十八年
六月一日までの間」を二年以内に
改める。

この法律は、公布の日から施行す
る。

外国人登録法の一部を改正する法律
案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔小林錦君登壇〕
○小林錦君　たゞいま議題となりま
した少年院法の一部を改正する法律案並
びに少年院法の一部改正案をあらため
て今国会に提出いたしましたにあたり、
これが審議に要する期間を考えます
と、五月三十一日までにその施行を期
待することはとうい不可能であります
ので、これらの特例的措置が認めら
れる期間をさらに二箇月延長し、七月
三十一日までに改めようとするもので
あります。

次に、外国人登録法の一部を改正す
る法律案について申し上げます。

現行法においては、外国人が登録証
明書の交付、引きかえ交付もしくは再
交付等の申請をするときは指紋を押捺
しなければならない旨規定されており
ます。しかしながら、一般外国人に指
紋の押捺を強制することは相当の準備

と、代用少年鑑別所、代用特別少年院
法案

外国人登録法(昭和二十七年法律
第百二十九号)の一部を次のように
改正する。

昭和二十八年五月二十七日　衆議院会議録第五号　国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

附則第一項但書中「昭和二十八年
六月一日までの間」を二年以内に
改める。

この法律は、公布の日から施行す
る。

外国人登録法の一部を改正する法律
案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔小林錦君登壇〕
○小林錦君　たゞいま議題となりま
した少年院法の一部を改正する法律案並
びに少年院法の一部改正案をあらため
て今国会に提出いたしましたにあたり、
これが審議に要する期間を考えます
と、五月三十一日までにその施行を期
待することはとうい不可能であります
ので、これらの特例的措置が認めら
れる期間をさらに二箇月延長し、七月
三十一日までに改めようとするもので
あります。

次に、外国人登録法の一部を改正す
る法律案について申し上げます。

当委員会におきましては、五月二十
五日に両法案が付託されまして、二十
六日に法務大臣より提案理由の説明が
あり、さらに二十七日には政府委員よ
りそれべく提案の緊急性について詳細
に説明を聽取いたしましたのであります。

現行法においては、外国人が登録証
明書の交付、引きかえ交付もしくは再
交付等の申請をするときは指紋を押捺
しなければならない旨規定されており
ます。しかしながら、一般外国人に指
紋の押捺を強制することは相当の準備

となるものは、少年院法における代用少

年鑑別所等の制度廃止に伴う予算措置
並びに代用施設の運用によって起りが
ります。ところが、この制度に関する一
かく、質疑を終了し、討論省略の
上、採決をいたしましたところ、少年
院法の一部を改正する法律案及び外國
人登録法の一部を改正する法律案は、
それぐ全会一致をもつて政府原案通
り可決した次第でございます。

○國長(堤康次郎君)　調査を一括して
採決いたします。両案は委員長報告の
通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○國長(堤康次郎君)　御異議ありませんか。

の際委員長の報告を決め、その審議を進められることを望みます。

○議長(堤康次郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

国際的供給不足物資等の需給調整に關する臨時指置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔最終号の附録に掲載〕

〔大西頼夫君登壇〕

○大西頼夫君 ただいま議題となりました国際的供給不足物資等の需給調整に關する臨時指置に関する法律の一部を員長大西頼夫君。

国際的供給不足物資等の需給調整に關する臨時指置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通商産業委員長大西頼夫君。

国際的供給不足物資等の需給調整に關する臨時指置に関する法律の一部を員長大西頼夫君。

国際的供給不足物資等の需給調整に關する臨時指置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

国際的供給不足物資等の需給調整に關する臨時指置に関する法律の一部を員長大西頼夫君。

国際的供給不足物資等の需給調整に關する臨時指置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

国際的供給不足物資等の需給調整に關する臨時指置に関する法律(昭和二十七年法律第二十三号)の一部を改正する法律

を次のように改正する。
附則第二項中「昭和二十八年六月一日を昭和二十九年四月一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

国際的供給不足物資等の需給調整に關する臨時指置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

とりあえず有効期間を二ヶ月延長するための措置が講ぜられ、衆議院においても同意を与えておるのであります。

かかるに、依然として、国際的供給不足物資であるニッケル、コバルト等の需給を調整することは必要と思われますので、さらに明年三月末日まで有効

期間を延長しようというのが、本法律案の趣旨であります。

本法律案は、五月二十五日通商産業委員会に付託されましたので、翌二十一

六日通商産業大臣より提案理由の説明

に関する臨時指置に関する法律の一部を改正する法律案の、通商産業委員会

における審議の経過並びに結果につき、御報告申上げます。

この法律の有効期間は、当初本年三月末日までとなつておきました。しか

る、現下の国際需給事情のもとにおきましては、今年度も依然として国際的供給不足物資等の需給調整を実施するに、現下の国際需給事情のもとにお

こまでとなつておきました。しかし

後、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと認決いたしました。

簡単ではございませんが、以上をもつたた。

○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

農業災害補償法の臨時特例に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員会理事金子興重郎君。

〔農林大臣を呼べ「休憩々々」登場しろ」と呼び、その他発言する者多し〕

により、参議院の緊急集会において、

農業災害補償法の臨時特例に関する法律案(井出一大郎君外二十四名提出)

農業災害補償法の臨時特例に関する法律案

(目的)

する法律

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、井出一大郎君外二十四名提出、農業災害補償法の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

この法律は、昭和二十八年六月一日より施行され、國庫負担による公債法の臨時特例に関する法律案を議題としない、この際委員長の報告を求める

その審議を進められんことを望みます。

〔農林大臣がいないじゃないか、政務次官でも出したまえ」と呼ぶ者あり〕

〔農林大臣がいないじゃないか、政務次官でも出したまえ」と呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

農業災害補償法の臨時特例に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員会理事金子興重郎君。

〔農林大臣を呼べ「休憩々々」登場しろ」と呼び、その他発言する者多し〕

により、参議院の緊急集会において、

の三分の一

第一條 この法律は、昭和二十八年六月一日より施行され、國庫負担による公債法の臨時特例に関する法律案を議題としない、この際委員長の報告を求める

その審議を進められんことを望みます。

〔農林大臣を呼べ「休憩々々」登場しろ」と呼び、その他発言する者多し〕

第一條 この法律は、昭和二十八年六月一日より施行され、國庫負担による公債法の臨時特例に関する法律案を議題としない、この際委員長の報告を求める

その審議を進められんことを望みます。

〔農林大臣を呼べ「休憩々々」登場しろ」と呼び、その他発言する者多し〕

第一條 この法律は、昭和二十八年六月一日より施行され、國庫負担による公債法の臨時特例に関する法律案を議題としない、この際委員長の報告を求める

その審議を進められんことを望みます。

〔農林大臣を呼べ「休憩々々」登場しろ」と呼び、その他発言する者多し〕

予算委員	佐藤觀次郎君	井上 良二君	図書館運営委員会
八木 一郎君	中村 清君	山本 正一君	武知 勇記君
倉石 忠雄君	福田 昌子君	農林委員会	大麻 唯男君
青野 武一君	渡邊 良夫君	理事	昭和二十八年度一般会計暫定予算に つき同意を求める
議院運営委員	淡谷 悠蔵君	足立 鶴郎君	古屋 貞雄君
渡邊 良夫君	坪川 信三君	平野 三郎君	昨二十六日議長において、次の特
淡谷 悠蔵君	森 幸太郎君	金子與重郎君	任委員の辞任を許可した。
懲罰委員	有田 二郎君	佐竹 新市君	一、昨二十六日議長において、次の常
理事	内閣委員会	安藤 聰君	任委員の辞任を許可した。
理事	理事會の結果次の通り当選した。	小平 久雄君	一、昨二十六日議長において、次の常
内閣委員会	足鹿 聰君	福田 一君	任委員の辞任を許可した。
理事	理事會の結果次の通り當選した。	村上 勇君	一、昨二十六日議長において、次の常
内閣委員会	永井勝次郎君	長谷川四郎君	任委員の辞任を許可した。
理事	伊藤卯四郎君	伊藤卯四郎君	一、昨二十六日議長において、次の常
内閣委員会	首藤 新八君	伊藤卯四郎君	任委員の辞任を許可した。
理事	山崎 横君	丹羽喬四郎君	一、去る二十五日議員から提出した議
内閣委員会	上林與市郎君	持水 義夫君	案は次の通りである。在日米軍演習
理事	鈴木 薩勇君	高橋 謙一君	場の強制使用反対決議案(淺沼潤次
内閣委員会	田中 彩治君	山花 秀雄君	百九十一四年四月十四日のマトリック
法務委員公	佐瀬 昌三君	矢尾義三郎君	案は次の通りである。
理事	鈴治 良作君	助松君	千九百五十二年七月十一日にプラツ
内閣委員会	田嶋 好文君	倉石 忠雄君	セルで締結された万国郵便条約及び
理事	吉田 安君	丹羽喬四郎君	関係諸約定の批准について承認を求
内閣委員会	細追 兼光君	持水 義夫君	めるの件(条約第三号)
理事	井伊 誠一君	高橋 謙一君	昭和二十八年度一般会計暫定予算補
内閣委員会	花村 四郎君	山花 秀雄君	正(第1号)
大藏委員公	小堀 柳多君	中 助松君	昭和二十八年度政府関係機関暫定予
理事	淺香 忠雄君	西村 直己君	算補正(機第1号)
坊 秀男君	苦米地英俊君	倉石 忠雄君	正(特第1号)
内閣委員会	内藤 友明君	渡邊 良夫君	昭和二十八年度一般会計暫定予算に つき同意を求める
山本 勝市君	山本 勝市君	今澄 勇君	の件外六件特別委員会
通り特別委員の補欠を指名した。	八百板 正君	一、去る二十五日議長において、次の 通り特別委員の補欠を指名した。	昭和二十八年度一般会計暫定予算に つき同意を求める
通り特別委員の補欠を指名した。	八百板 正君	一、去る二十五日議長において、次の 通り特別委員の補欠を指名した。	昭和二十八年度一般会計暫定予算に つき同意を求める
通り特別委員の補欠を指名した。	八百板 正君	一、去る二十五日議長において、次の 通り特別委員の補欠を指名した。	昭和二十八年度一般会計暫定予算に つき同意を求める

昭和二十八年五月二十七日 衆議院会議録第五号 議長の報告

五一

昭和二十六年度政府関係機関決算報

エーとの間の協定の締結について承認を求めるの件(大綱第七号)

航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件(大綱第八号)

以上八件 外務委員会 付託

一、去る二十五日委員会に付託された議案は次の通りである。

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案(内閣提出第一号)

厚生省職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

昭和二十八年度特別会計暫定予算補正(特第1号)

昭和二十八年度政府関係機関暫定予算補正(特第2号)

以上三件 内閣委員会 付託

一、去る二十五日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律案(内閣提出第六号)

日本放送協会昭和二十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書(内閣提出第三号)

少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

以上三件 法務委員会 付託

大蔵省関係法律のうち期限等の定あるものにつき当該期限等を変更するための法律案(内閣提出第五号)

以上三件 大蔵委員会 付託

昭和二十六年度一般会計歳入歳出決算

機関収入支出決算

昭和二十六年度一般会計歳入歳出決算

昭和二十六年度特別会計歳入歳出決算

大蔵委員会 付託

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

昭和二十八年度一般会計暫定予算補正(第1号)

昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律案(内閣提出第七号)

農業資本補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律案(内閣提出第二号)

昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律案(内閣提出第三号)

昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律案(内閣提出第四号)

昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律案(内閣提出第五号)

昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律案(内閣提出第六号)

昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律案(内閣提出第七号)

昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律案(内閣提出第八号)

昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律案(内閣提出第九号)

農業復興補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

昭和二十九年五月二十六日

内閣委員長 稲村 順三

衆議院議長 堀康次郎殿

内閣委員長 稲村 順三

二、恩給及び法務一般に関する事項

三、保安隊及び警備隊に関する事項

四、鉱業、採石業、鐵鋼業、鐵

雄工業、化學工業、機械工業

その他一般工業の実状特に需給並びに金融状況及び企業合

理化の進行状況等に関する事項

五、調査の目的

六、調査の方法

七、調査の期間

八、調査の方法

九、調査の期間

十、調査の方法

十一、調査の期間

十二、調査の方法

十三、調査の期間

十四、調査の方法

十五、調査の期間

十六、調査の方法

十七、調査の期間

十八、調査の方法

十九、調査の期間

二十、調査の方法

中小企業等協同組合の結成及び活動状況に関する事項

二十一、行政機構並びにその運営に関する事項

二十二、鉱業、採石業、鐵

雄工業、化學工業、機械工業

その他一般工業の実状特に需給並びに金融状況及び企業合

理化の進行状況等に関する事項

二十三、調査の目的

二十四、調査の方法

二十五、調査の期間

二十六、調査の方法

二十七、調査の期間

二十八、調査の方法

二十九、調査の期間

三十、調査の方法

三十一、調査の期間

三十二、調査の方法

三十三、調査の期間

三十四、調査の方法

三十五、調査の期間

三十六、調査の方法

三十七、調査の期間

三十八、調査の方法

三十九、調査の期間

四十、調査の方法

二、労使関係に関する事項
三、労働基準に関する事項

二、調査の目的

労働行政の適正を期すため

三、調査の方法

関係各方面よりの意見の聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて國政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和二十八年五月二十六日

労働委員長 赤松 勇

衆議院議長 堀康次郎殿